

生活環境に関する苦情相談の状況について

～苦情相談件数は年間 2,500 件以上～

市内全域の大気や河川の環境が改善していくなか、「近所で物を燃やして、煙や臭いで困っている」「建設作業の音がうるさい」などの生活環境に関する苦情相談件数は、平成 30 年度は 2,525 件でした。また、平成の 30 年間の苦情件数は、当時の環境問題などを反映した推移を示しています。

平成 30 年度は現地調査件数が約 1 割増加

横浜市に寄せられた平成 30 年度の苦情相談件数は、2,525 件でした。

現地調査を伴う苦情件数は、前年度と比較して約 1 割増加し、特に騒音・振動の苦情は 2 割以上増加しました。

これは、近年、工業、商業、農業を営む地域周辺が宅地化したことや、老朽化に伴う建替え工事の増加などが原因と考えられます。

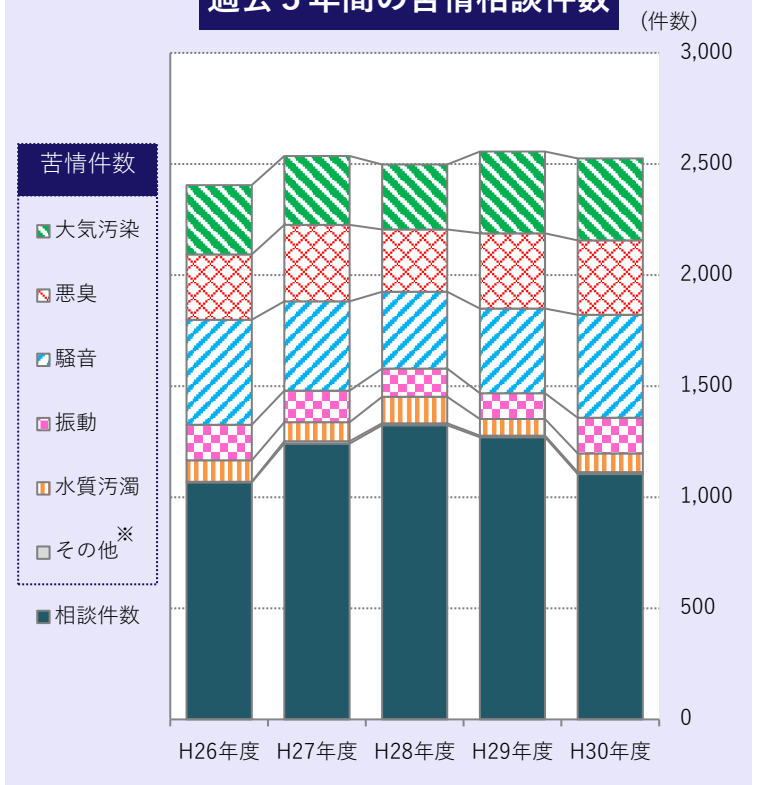
快適な生活環境のための配慮を

事業所への排ガス、排水規制などにより市内全域の大気や河川の環境は改善されてきましたが、野焼きや建設作業などの身近な生活環境に関する苦情相談は、依然多い状況です。

特に、建設作業については、粉じんや騒音、振動の苦情相談件数が多いことから、横浜市では、事業者に対して十分な散水や低騒音・振動工法の採用などの公害防止対策を促しており、苦情の未然防止に努めています。

なお、一般家庭から発生する人声や足音、楽器の音などの生活騒音は、法令等での規制対象とはなりません。快適な生活環境を実現するため、地域におけるルール作りや、お互いの話し合いにより解決していただけるよう促すとともに、ご近所への環境配慮の啓発に取り組んでいます。

過去 5 年間の苦情相談件数



		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	前年度比
(現地調査等対応件数)	大気汚染	312	310	293	368	369	1件
	悪臭	294	344	280	339	335	-4件
	騒音	473	402	346	381	463	82件
	振動	160	142	127	116	161	45件
	水質汚濁	96	86	119	75	84	9件
	その他*	3	11	9	7	9	2件
	小計(A)	1,338	1,295	1,174	1,286	1,421	135件
相談件数(B)		1,067	1,241	1,324	1,270	1,104	-166件
苦情相談件数(A+B)		2,405	2,536	2,498	2,556	2,525	-31件

※土壌汚染、地盤沈下など

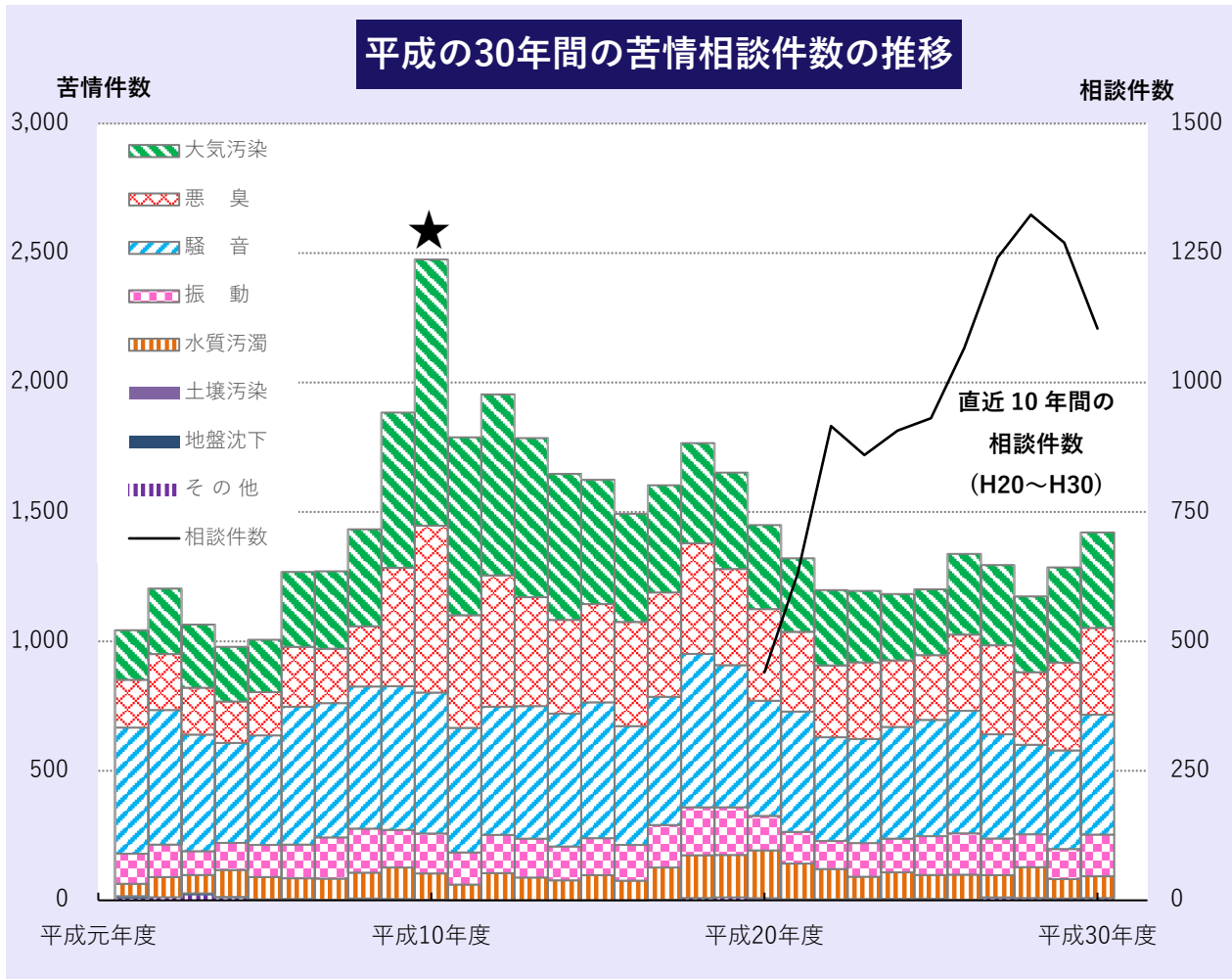
平成の30年間の公害苦情相談を振り返って

平成の30年間の苦情件数は、平成10年度をピークに減少を続けましたが、ここ数年は微増となっています。

直近10年間の相談件数は、平成28年度をピークに減少に転じたものの、年間で1,000件以上と依然多い状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、今後とも生活環境の改善と快適性の向上を目指し、引き続き環境保全に取り組んでいきます。

★平成10年度前後は、ダイオキシン問題が大きく注目され、横浜市でも焼却炉に関する苦情が多く寄せられました。その後、大気汚染防止法の改正、ダイオキシン類対策特別措置法の成立など規制が強化された結果、苦情件数が減少したと考えられます。



苦情件数：公害苦情として受け付け、現地調査等の対応を行った件数

相談件数：苦情件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関すること等について寄せられ、電話等により一定の解決に至った相談の件数

※平成20年度から集計開始

<参考URL>横浜市ウェブサイト「公害苦情の状況について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/kujou.html>

お問合せ先			
(大気汚染など)	環境創造局大気・音環境課長	山本 恵幸	Tel 045-671-2476
(水質汚濁)	環境創造局水・土壌環境課長	赤間 知行	Tel 045-671-2803

大気汚染 ～屋外燃焼に伴うばい煙の苦情が大気汚染苦情全体の約6割～

屋外燃焼（野焼き）に伴うばい煙の苦情が204件（55%）と最も多く、次いで建設作業に伴う粉じんの苦情が96件（26%）となり、大気汚染全体の件数は平成29年度から横ばいとなりました。

屋外燃焼（野焼き）は原則禁止となっていますが、例外的に制限がかからない行為もあります。

そのような行為であっても、市に相談が寄せられた際は、現地調査の上、焼却物を十分に乾燥させる、風向きに注意するなど行為者に配慮要請を行っています。



屋外燃焼行為の様子

内 容		H29 年度	H30 年度	構成比	
固定発生源	ばい煙	屋外燃焼	215	204	55%
		その他	25	18	5%
		小 計	(240)	(222)	(60%)
	粉じん	建設作業	98	96	26%
		製造作業	2	3	1%
		その他	18	32	9%
小 計		(118)	(131)	(36%)	
移動発生源	自動車の駐車時におけるアイドリング	8	12	3%	
	自動車の走行	2	4	1%	
	小 計	(10)	(16)	(4%)	
合 計		368	369	100%	

悪臭 ～屋外燃焼に伴う臭いの苦情が悪臭苦情全体の約6割～

屋外燃焼に伴う臭いの苦情が204件（61%）と最も多く、次いで飲食店等の調理のにおいの苦情が17件（5%）、塗装に関する臭いの苦情が8件（2%）となり、悪臭全体の件数は平成29年度と比べて微減しました。

飲食店等のにおいについては、「隣の飲食店からのにおいが家に入ってきて困っている」といった苦情が寄せられます。問題が生じた場合は、市が事業者と相談者の調整役を務め、両者の十分な話し合いなどを通じて、円満に解決していただくことを目指しています。



アスファルト防水工事に伴う臭気発生の様子

内 容	H29 年度	H30 年度	構成比
屋外燃焼	215	204	61%
飲食店等	23	17	5%
建設作業	9	7	2%
塗装	6	8	2%
金属加工	4	4	1%
畜産・農業	2	7	2%
その他	80	88	26%
合 計	339	335	100%

騒音 ～騒音全体の苦情件数は約2割増加～

建設作業に伴う騒音の苦情が203件（44%）と最も多く、騒音全体の件数は平成29年度と比べて約2割増加しました。特に、設備機器等に伴う苦情は約7割増加しました。

建設作業は、大きな音が出るため苦情につながりやすく、また、短期間で終わってしまうことが多いため、迅速に対応しています。さらに、特定建設作業の届出が必要な事業者パンフレットを配布するなどして苦情の未然防止に努めています。



建設工事の様子

内 容		H29 年度	H30 年度	構成比
固定発生源	建設作業	153	203	44%
	開放型事業場	30	33	7%
	設備機器等	28	48	10%
	音響機器	17	19	4%
	工場	16	16	3%
	その他	97	100	22%
	小 計	(341)	(419)	(90%)
移動発生源	航空機	31	36	8%
	道路交通	7	7	2%
	鉄道交通	1	0	0%
	その他	1	1	0%
	小 計	(40)	(44)	(10%)
合 計		381	463	100%

振動 ～建設作業が振動苦情全体の約7割～

建設作業に伴う振動の苦情が110件（68%）と最も多く、次いで道路交通振動に伴う苦情が33件（20%）となり、振動全体の件数は平成29年度と比べて約4割増加しました。

建設作業の振動苦情では、騒音苦情と同様に迅速な対応をするとともに、振動を発生させる機材を長時間連続して使用しないなど、近隣に配慮した作業をするよう指導しています。



建築物解体の様子

内 容		H29 年度	H30 年度	構成比
固定発生源	建設作業	78	110	68%
	開放型事業場	6	7	4%
	工場	1	2	1%
	設備機器等	0	0	0%
	その他	1	9	6%
	小 計	(86)	(128)	(80%)
移動発生源	道路交通	28	33	20%
	鉄道交通	2	0	0%
	小 計	(30)	(33)	(20%)
合 計		116	161	100%

水質汚濁 ～河川の白濁などの着色等事故が半数以上～

河川の着色等に関する通報が 54 件（64%）と最も多く、水質汚濁全体の件数は平成 29 年度と比べて増加しました。

河川や海に塗料や油を含む廃液等が流れると、農業用水への利用や、水辺の生物に影響を与える恐れがあります。通報を受けた際には、関係部署と連携して迅速に対応し、原因調査を行います。また、市民・事業者に対し啓発チラシを配布するなど、水質事故の未然防止に努めています。



河川着色の様子

内 容	H29 年度	H30 年度	構成比
着色等	45	54	64%
油浮遊	25	25	30%
魚浮上	5	5	6%
合 計	75	84	100%

掲載写真は一部加工しています。

横浜市では、音や臭いなどの生活環境の改善と快適性の向上を目的として、公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）でお困りの方からの苦情相談窓口を設置しています。

横浜市ウェブサイトでは、公害苦情に関するよくある相談などを掲載しています。

<参考URL>横浜市ウェブサイト「公害苦情FAQ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/kujofaq/>

公害苦情相談お問合せ先

公害の種類	お問合せ先
騒音・振動	大気・音環境課 騒音相談担当 【TEL】 045-671-2483 【e-mail】 ks-soudan@city.yokohama.jp
大気汚染・悪臭	大気・音環境課 大気相談担当 【TEL】 045-671-2486、2491 【e-mail】 ks-soudan@city.yokohama.jp
水質汚濁	水・土壌環境課 水質担当 【TEL】 045-671-4244 【e-mail】 ks-mizudojo@city.yokohama.jp
土壌汚染・地盤沈下	水・土壌環境課 土壌対策担当 【TEL】 045-671-2475 【e-mail】 ks-mizudojo@city.yokohama.jp

【受付時間】

平日：午前 8 時 45 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 15 分

祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は除きます。